

特許庁工業所有権制度改正審議室 室長 山田正人 殿
特許庁意匠課意匠制度企画室 室長 山田繁和 殿
(送付経由：特許庁意匠小委事務局（審議室）)

平成24年10月1日
意匠制度小委員会委員 吉井 剛
(平成23年度 日本弁理士会
意匠担当副会長)

意 見 書 —ヘーグ条約特有事項の対応—

前略 平素より大変お世話になっております。

今年度の意匠制度小委員会検討議事「ヘーグ条約特有事項の対応」について、小職の所属団体である日本弁理士会の意見を、以下のとおり提出致します。よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。 草々

1. 国際出願願書「Description」の欄

ア) ヘーグ協定第11規則は、願書の Description の欄に「操作や使用方法に係る技術的な説明の記載」を認めていない。よって、国際出願は日本意匠出願の「意匠に係る物品の説明」に相当する記載ができない虞がある。よって、願書の Description の欄に、どのような記載が認められ、また、認められないのか明確にしてほしい。

イ) 「操作や使用方法に係る技術的な説明」は日本の意匠審査において重視されている事項であり、類否判断の観点にも影響を及ぼしかねない。もし、国際出願では「意匠に係る物品の説明」に相当する記載が認められない場合、我が国の国内段階において、必要により証明を求め、若しくは、上申書等により「意匠に係る物品の説明」の意思表示する機会を与えるなどの運用を検討して頂きたい。

2. 拒絶通報期間（国際公開から12ヶ月）

先願意匠の審査が遅延しているなど、何らかの理由で拒絶通報期間内に登録査定若しくは拒絶理由通知が出せない場合は、「審査結果待ち通知」を出して頂

きたい。その場合、「審査結果待ち通知」に、出願継続若しくは製品化着手の判断情報として「審査結果通報予測時」を明記してほしい。この場合、12ヶ月経過後に審査着手した場合、拒絶理由通知を出せないと思われるが、どのように処理するのか確認頂きたい。

3. 二回目以降の拒絶理由通知について

二回目以降の拒絶理由が通知され、意見書等により拒絶理由が解消した場合、国際登録原簿には、最終的に登録となった旨記録されるのか。登録事実の明示のため、国際登録原簿に登録の事実を反映したい。

以上